防衛医科大学校病院災害対処委員会規則を、次のように定める。

平成30年3月29日

防衛医科大学校病院長 淺 野 友 彦

## 防衛医科大学校病院災害対処委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院(以下「病院」という。)における大規模震災や人為的な災害が発生した際の病院としての対応、準備等について、防衛省・自衛隊及び埼玉県災害拠点病院としての責務を果たしていくための施策について検討し、適切に実施していくための防衛医科大学校病院災害対処委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(構成)

- **第2条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 副委員長は、病院に所属する災害医療に関して深い識見を有する職員から、委員長 が指名する。
- 4 委員は、以下に示す者とする。
  - (1) 委員長が指名する教官 6名
  - (2) 委員長が指名する技官 12名
  - (3) 委員長が指名する事務官 4名
  - (4) 災害派遣医療チーム隊員資格を有する者
- 5 前項第1号から第3号までの規定に基づき委員の指名を受けた者に欠員が生じた場合、委員長は、速やかに後任となる委員を指名するものとする。
- 6 委員長は、必要に応じて、委員でない者を審議に参加させることができる。 (任期)
- **第3条** 前条第4項第1号から第3号までの規定に基づき委員の指名を受けた者の任期は2年とし、再任することを妨げない。
- 2 前条第5項の規定に基づき指名した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (審議事項)
- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 災害発生時における医療の提供に関すること。
  - (2) 訓練(災害時における医療体制の充実強化について(平成24年3月21日付け。医政発0321第2号。)別紙「災害拠点病院指定要件」(以下「指定要件」

という。)(1)⑥及び⑦の規定に定める「訓練」を指す。)の企画、実施に関すること。

- (3) 研修(指定要件(1)⑥の規定に定める「研修」を指す。)の企画、実施に関すること。
- (4) 病院業務継続計画(指定要件(1)⑤の規定に定める「業務継続計画」を指す。) に関すること。
- (5) 防災関係対応マニュアル類の検討に係る病院内の統制に関すること。
- (6) 災害派遣医療チーム隊員の育成等に関すること。
- (7) その他、病院の災害対応に関し、委員長が検討すべき事項としたこと。 (会議)
- 第5条 委員会を、必要に応じて開催する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を審議することができない。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、特別に委員長の指示を受けた委員が、これを行う。
- 2 庶務を行うに当たり、必要に応じて、事務部各課は支援を行うものとする。
- 第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。